

平成26年3月26日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

総務常任委員会
委員長 内場 恭子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第1号議案 古賀市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

本案は、職員の大学等の課程の履修や国際貢献活動のための自己啓発等休業に関し必要な事項を条例で定めるものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 大学課程とは、国内外の大学と教育施設に準ずるもので、外国の大学の留学等も対象、期間は2年。法科大学院は3年。大学等履修の成果を上げるため、特に必要と任命権者が認める場合は3年、期間の範囲の中で1回に限り延長ができる。任命権者とは、市長部局では市長、教育部局は教育委員会などとのこと。
2. 奉仕活動では、独立行政法人の国際協力機構いわゆるJICAの青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティアの4つ活動と、国連ボランティアが実施する国連ボランティア計画での保健、医療、農村開発、災害時の人道支援活動などがあるとのこと。
3. 自己啓発等休業等の承認は、公務の運営に支障がなく、当該職員の年齢や勤務年数、勤務状況や人事評価も含め、自己啓発休業をすることが適当かなどを考慮し総合的に判断するとのこと。自己啓発等休業中は無給だが身分は保証される。復帰後の昇給調整は、国等に準じ、特に有用であると認められる期間は100分の100、それ以外の期間は100分の50以下と換算することを規定しているとのこと。
4. 全国1,722市町村で、平成24年4月現在、条例を制定しているのが516団体。平成23年度に男性職員が12名、女性職員が28名、計40名が休業を取得したとのこと。

【意見】

(賛成意見)

条例の積極的な活用で、自発的な啓発に参加し、市の行政運営に役立ててほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 2 号議案 古賀市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、市の政策課題への対応及び組織の効率化のための内部組織の改変に伴い、条例の一部を改正するものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 総務部の事務分掌の男女共同参画に関することを、市民部の事務分掌にする改正であり、総務部総務課男女共同参画係を市民部人権センターへ移動すること。男女共同参画に関しては、国は内閣府が所管しているが、古賀市を除いて都市圏7市の状況は、2市が総務部局、5市が市民部か人権福祉部にあるとのこと。
2. 平成 11 年、総務部企画課女性政策係で調査研究を行い、条例制定を目的に人権同和政策課に移動。新たに、地域コミュニティを推進し市民と共働で政策課題を解決するために市民部市民共働課を設置し、市民活動を通じて男女共同参画の考え方を広めていくという狙いで男女共同参画係もそこへ移動。
3 年後には市民共働課は廃止し、全体の中での調整をするために総務部総務課男女共同参画係を設置した。この 3 年間、主に男女共同参画の啓発事業、男女共同参画の計画作りと管理事務、年ごとの各課の事業の管理事務、リーダーの育成事業と女性団体交流支援事業の 4 つの業務を行っている。今後は、総合的な人権の窓口である人権センターに配置することによって、啓発活動や相談業務等の体制を強化し、発展させたいとのこと。
3. 人権センター「そうだんファイブ」での相談で、男女共同参画、女性に関する人権を含めた相談業務もあっており、連携や情報共有、連絡調整、相談体制が迅速にできる。男女平等、男女共同参画を、より発展的に積極的に施策を進めたいとのこと。

【意見】

(反対意見)

男女共同参画係は、市民部人権・同和政策課から総務部が変わってきたもの。

市民部より総務部にあるのが自然で、妥当だ。

【審査結果】

委員会は、可否同数であり、委員長裁決で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第3号議案 古賀市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、古賀市消防団員の処遇を改めるため、条例の一部を改正するものです。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年12月13日に施行され、粕屋地区の市町長協議会に平成26年1月14日付で粕屋地区消防連絡協議会、青柳会長（古賀市消防団長）から消防団の処遇改善のため出動手当の増額を願う要望書が提出された。出動手当の県平均は2,535円、福岡市は7,000円、自治体によっては払っていないところもあるが、粕屋地区1市7町の市町長の協議で足並みをそろえて200円引き上げ、出動手当を2,800円から3,000円とすることになったとのこと。
2. 出動手当は、平成11年度に改正されたが、バブル経済の崩壊や景気低迷などにより、民間企業も公務員も給与削減が行われたことから、その後15年間据え置かれていたとのこと。

【意見】

（賛成意見）

わずか200円でも、出動手当を2,800円から3,000円に引き上げることに賛成。これまで15年間、出動手当が据え置かれたことは遺憾だ。今後、古賀市消防団の発展のために、処遇改善について努力されることを要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。